

伊勢市水防計画



伊勢市

目 次

第1節	総則.....	1
第2節	水防組織.....	2
第3節	予報及び警報とその措置.....	4
第4節	特別警戒水位.....	7
第5節	浸水想定区域.....	8
第6節	水防活動.....	10
第7節	公用負担.....	14
第8節	他の水防機関との協力応援.....	15
第9節	水防訓練.....	17

第1節 総則

1 水防計画の目的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、市の河川等に対する水防上必要な事項を定め、河川等の洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とします。

2 用語の定義

① 水防本部

市役所に設置する組織

② 水防本部長

市長

③ 水防管理者

水防管理団体の長である市長

④ 消防機関の長

市消防長

⑤ 市災害対策本部

防災、災害救助、災害警備、災害復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するために市長が必要があると認めたとき災害対策基本法に基づき設置する機関です。なお、設置及び廃止に関する詳細は市災害対策本部規程によるものとします。

⑥ 水防警報

指定河川について国土交通大臣又は知事が洪水又は高潮によって災害が起こる恐れがあると認めて指定したものについて、水防警報を公表します。（法第16条）

⑦ 洪水予報

ア 気象庁長官は気象等の状況により、洪水又は高潮の恐れがあると認められるとき、その状況を周知するための発表をします。（法第10条第1項）

イ 国土交通大臣が指定した河川について、洪水の恐れがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を周知するための発表をします。（法第10条第2項）

ウ 都道府県知事が指定した河川について、洪水の恐れがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を周知させるための発表をします。（法第11条）

⑧ 洪水予報河川

洪水について予報を行う河川管理者が指定した特定の河川です。

⑨ 水位周知河川

洪水により相当な被害を生ずる恐れがあるものとして、法に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川です。

第2節 水防組織

1 市の水防体制

水防時における諸情勢の的確なる判断並びに事前対策活動の迅速、円滑なる実施を図るため水防体制を確立します。

① 市における水防機構

ア 水防本部

- (1) 水防管理者は、洪水、雨水出水、津波又は高潮により水防活動の必要があると認められるときは、市内の水防活動の統轄及び連絡のため市役所都市整備部に水防本部を設置します。
- (2) 水防本部の機構は、資料編参照 第5編水防計画 1本部組織
- (3) 水防管理者は、市の区域について水害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は水害応急対策が概ね完了したと認めたときは水防本部を廃止します。
- (4) 水防管理者は、本部を設置又は廃止したときは直ちに関係行政機関等に通知するものとします。

イ 消防機関の責務

- (1) 市内の河川海岸等の洪水、雨水出水、高潮又は津波の被害の警戒防御は、水防管理者、消防機関が連携のうえあたるものとします。
- (2) 消防団の担当箇所及び組織は、資料編参照 第3編公助 3消防関係団体 ①消防組織
- (3) 消防団の水防屯所は各消防団車庫とします。

ウ 職務権限の代行

市長が不在等の非常時には、水防本部の設置等の市長権限移譲順位は次のとおりです。

- 1 副市長
- 2 都市整備部長
- 3 都市整備部次長

エ 市災害対策本部が設置された場合

市災害対策本部が設置された場合の水防に関する諸活動は、市災害対策本部が包括します。

2 重要水防区域及び特に注意を要する区域

① 大臣管理区間河川の重要水防区域

資料編参照 第5編 水防計画 2重要水防区域 ①大臣管理区間河川の重要水防区域

② 知事管理区間河川の重要水防区域

資料編参照 第5編 水防計画 2重要水防区域 ②知事管理区間河川の重要水防区域

3 水防施設

① 水防倉庫

市はその重要水防区域内に、適宜水防倉庫を設置し、必要な器具資材を備えておくものとします。なお、設置にあたっての基準は次のとおりとします。

- ア 設置場所は水防活動に便利な場所を選ぶものとし、適当な場所がないときは堤防裏法肩
その他治水上支障のない場所へ設置するものとします。
- イ 低湿地地帯で土のう用土砂の採取不可能な地区については、適所に土砂を備蓄するもの
とします。
- ウ 水防倉庫及び資材の状況は、資料編参照 第1編 総則に関する資料 4 水防倉庫及
び資材の状況

② 平常時の水防に関する情報収集

平常時の水防活動用の予報及び警報は、都市整備部の所管とします。なお、津地方気象台が
連絡する水防活動用の予報及び警報は、気象注意報・警報をもって代えるものとします。

第3節 予報及び警報とその措置

1 気象等に関する予報及び警報

津地方気象台は気象業務法に基づき、三重県管下の水防上に必要な気象等に関する予報・警報・特別警報及び気象情報を発表し、県水防本部を経由して市水防本部に伝達します。

① 特別警報

津地方気象台が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合に、大雨、高潮、津波等の特別警報を発表するものです。

ア 大雨特別警報

大雨によって重大な災害が起こる恐れが著しく大きいと予測される場合に発表される警報

イ 高潮特別警報

台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合に発表される警報

ウ 津波特別警報（大津波警報）

高いところで3mを超える津波によって重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合に発表される警報

② 風水害及び高潮に関する注意報及び警報

ア 気象注意報

大雨等によって水害が起こる恐れがある場合に発表される注意喚起のために行う予報

イ 高潮注意報

台風等による海面の異常上昇が起こる恐れがある場合に発表される注意喚起のために行う予報

ウ 洪水注意報

洪水によって災害が起こる恐れがある場合に発表される注意喚起のために行う予報

エ 気象警報

暴風、大雨等によって重大な水害が起こる恐れがある場合に発表される警告を促す情報

オ 高潮警報

台風等による海面の異常上昇が起こる恐れがある場合に発表される警告を促す情報

カ 洪水警報

洪水が起こる恐れがある場合に発表される警告を促す情報

③ 津波に関する注意報及び警報

津波注意報及び警報については気象庁本庁が発表して法定伝達機関を経由して通知し、津地方気象台からも伝達します。

ア 津波注意報

津波の有無及び程度について一般の注意を喚起するために行う予報

イ 津波警報

1mから3mの津波によって重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合に発表される警報

2 水防警報

水防警報は、河川が所定の水位に達した際に、防災機関の出動の指針とするために発表されるものです。

国土交通大臣または都道府県知事は、河川・湖沼又は海岸を指定して、**水防管理団体**の水防活動に指針を与えるため、河川の**洪水予報**等を一般の方への情報より早目に、より低い水位で段階的に発表します。

国土交通大臣が水防警報を発する河川及び海岸（法第 16 条）

河川名	左右岸	実施区域
宮川	左岸	度会郡玉城町岩出字新田町 991 地先から海まで
	右岸	伊勢市佐八町字土之野 461 番地先から海まで
勢田川	左岸	朝川合流点から五十鈴川合流点まで
	右岸	朝川合流点から五十鈴川合流点まで

知事が水防警報を発する河川及び海岸（法第 16 条）

河川名	左右岸	区域	延長 (m)
一級河川 宮川	左岸	度会郡度会町坂井から度会郡玉城町岩出まで	14,200
	右岸	度会郡度会町麻加江から伊勢市佐八町まで	14,200
五十鈴川	左岸	伊勢市楠部町から汐合大橋まで	4,990
	右岸	伊勢市楠部町から汐合大橋まで	4,600
外城田川	左岸	伊勢市上地町から河口まで	7,700
	右岸	伊勢市上地町から河口まで	7,700
大堀川	左岸	伊勢市柏町から河口まで	4,000
	右岸	伊勢市柏町から河口まで	4,000

海岸名	実施区域
伊勢湾沿岸 (伊勢湾西南海岸)	松阪市大字松名瀬 1150 番地先から伊勢市大字有滝字大浜 2257 番地先まで（多気郡明和町大字浜田字西浜田 564 番地の 1 地先から多気郡明和町大字大淀字大洲 2943 番地の 2 地先までを除く）

① 水防警報発表の基準

ア 河川

- (1) 水防警報発表の対象となる河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に接近し、又は達し、増水の恐れがある場合
- (2) 多量の降雨が予想され、河川の危険が憂慮されるとき
- (3) その他、特に緊急と認められる場合
- (4) 解除の基準は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回り水防の作業の必要がなくなったとき

警報の種類・内容及び発表基準【伊勢湾西南海岸】

警報の種類	内容	発表基準
注意(準備)	気象、海象情報等を確認し、消防機関の出場が必要となることを通知するもの	高潮注意報かつ波浪注意報が発表
警戒(出場)	気象、海象情報等を確認し、水防活動や避難活動が必要となることを通知するもの	高潮警報かつ波浪警報が発表
解除	水防活動の終了を通知するもの	高潮警報が解除された場合

3 洪水予報(法第 10 条)

① 洪水予報の区域

国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、国土交通省又は都道府県と気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を行っています。

国土交通大臣が指定した河川区域は次のとおりです。

水防本部は、この洪水予報をうけたときには、直ちに水防体制に入るとともに関係機関に伝達するものとします。

水系名	河川名	左右岸	区域	実施機関
宮川	宮川	左岸	度会郡玉城町岩出字新田町 991 番地先から河口まで	三重河川国道事務所 津地方気象台
		右岸	伊勢市佐八町字土之野 461 番地先から河口まで	

② 洪水予報の種類

ア 洪水注意報 (氾濫注意水位=5.00m)

氾濫注意情報

対象区域内で氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想される時

イ 洪水警報 (氾濫危険水位=8.20m)

(1) 氾濫警戒情報

基準地点の水位が一定時間後(2~3 時間後)に氾濫危険水位に到達することが予想される時

(2) 氾濫危険情報

基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達し、氾濫の恐れがあるとき

(3) 氾濫発生情報

対象区間内で氾濫が発生したとき

③ 基準点

洪水予報の基準点としては、宮川の左岸河口より 11.6 km の位置に岩出観測所があります。

参考 岩出観測所における水位基準値

河川名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	観測所名
宮川	4.20m	5.00m	7.20m	8.20m	岩出

第4節 特別警戒水位

1 国土交通大臣及び知事が定める特別警戒水位（法第13条）

指定河川及び対象とする水位観測所

河川名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	観測所名
勢田川	2.50m	2.60m	3.20m	3.40m	岡本
一級河川 五十鈴川	1.50m	2.00m	2.00m	2.70m	中村
二級河川 外城田川	2.63m	3.19m	3.19m	3.56m	西豊浜
二級河川 大堀川	2.40m	2.50m	2.50m	3.11m	大堀川新橋

2 水位情報の通知及び周知

法第13条第2項の規定により県知事が指定した河川について水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したときは関係機関の協力を求めて周知します。

第5節 浸水想定区域

1 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

① 浸水想定区域の指定等（法第14条）

国土交通省及び三重県は、**洪水予報**河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表します。

② 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなっています。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

資料編参照 ▣第2編 自助・共助に関する資料 5 避難行動要支援対策 ⑥水防法第15条第2項に定める「洪水予報の伝達方法」

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

資料編参照 ▣第2編 自助・共助に関する資料 6 指定緊急避難場所及び指定避難場所の内容 ①災害時指定避難場所一覧

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(1) 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」という。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※ 現在、市には該当施設なし。

(2) 要配慮者利用施設（又は主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（以下「**要配慮者**」という。）が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

※1 要配慮者利用施設とは、概ね次のとおりです。

児童福祉施設	助産施設・乳児院・児童養護施設・障害児入所施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立生活援助事業所・小規模住居型児童養育事業所・児童館・保育所・認定こども園・放課後児童健全育成事業実施施設・地域型保育事業実施施設（居宅訪問型を除く）・認可外保育施設（届出施設）
高齢者施設	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・老人福祉センター・生活支援ハウス・有料老人ホーム・介護老人保健施設・サービス付高齢者向け住宅・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護・その他介護保険サービス事業所（通所サービス、短期入所）・リバーサイドせせらぎ

障がい児・者施設	障害福祉サービス提供事業所 生活介護・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・ 就労移行支援・施設入所支援・療養介護 共同生活援助・宿泊型自立訓練・短期入所・就労継続 支援(A型)・就労継続支援(B型) 地域生活支援事業(日中一時支援)実施事業所・障害 児通所支援実施事業所・児童発達支援・放課後等デイ サービス
学校・幼稚園	特別支援学校・幼稚園(通常の小中学校等は除く)・認 定こども園(幼稚園型)
病院・診療所	有床の医療施設及び人工透析を行う医療機関
保護施設	救護施設・医療保護施設・更生施設
その他	上記以外で要配慮者が利用する施設

※ 2 市内の各要配慮者利用施設が浸水想定区域内に該当するかについては、資料編参照

5 避難行動要支援対策 ⑧浸水区域内要援護者施設

(3) 大規模な工場その他の施設(ア又はイに掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準に準じて市で定める用途及び規模に該当するもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)

※ 現在、市には該当施設なし。

③ 洪水ハザードマップ

浸水想定区域の指定に基づき、住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難が必要な地区、避難場所等を記載した洪水ハザードマップを作成・配布しています。

また、ハザードマップに記載した事項を、市のホームページへ掲載し、市民が提供を受けることができる状態にしています。

これらのハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとしします。

④ 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

(法第 15 条の 3)

法第 15 条第 1 項の規定により要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとしします。

(※平成 29 年 6 月 19 日より、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施については、義務化となります。)

第6節 水防活動

1 市の水防活動の基準

①水防体制

ア 水防体制

水防本部長は気象・洪水等に関する予報及び警報の通知を受けた場合は情報を判断し、必要に応じ水防体制に入ります。

イ 水防活動

水防本部は次の状況の場合、水防活動を行います。

- (1) 40mm/h 又は 30mm×2h 又は総雨量 120mm の予測
- (2) 河川が水防団待機水位を超過したとき
- (3) 高潮注意報が発表されたとき

ウ 関係課等の出動

水防本部長は、水防活動に万全を期するため次の段階に従って関係課、消防機関を出場させることができます。

- (1) 常に管下河川又は海岸を巡視すること。
- (2) 気象等に関する警報が発令された場合は、速やかに連絡員をおき、関係機関との連絡を密にするとともに水位、流量等の諸情報を収集して水防活動に備えること。
- (3) **洪水予報**が発令された場合は、連絡員は都市整備部内で伝達の体制を整えておく。
- (4) 水防団待機水位（警戒水位）に達したときは、消防団を待機させることができる。
- (5) 水防警報が発令されたとき、又は氾濫注意水位（警戒水位）を越え、なお増水のおそれがあるときは、状況をよく判断の上、消防団を出場させ、水防活動を開始することができる。
- (6) 法第 24 条により更に必要のあるときは、区域内の居住者を出動させ水防作業に従事させることができる。
- (7) 緊急の必要がある場合は他の**水防管理団体**、市町、消防機関などの出場を要請し、又は警察署の協力を要請することができる。
- (8) 陸上自衛隊の出動を求める場合は、県水防支部を経由して県水防本部にその旨を要請すること。
- (9) 堤防が著しく危険にさらされ決壊、氾濫等が予想される場合は、伊勢警察署長に通知の上、避難のための立退きを指示しなければならない。
- (10) 堤防決壊等の場合は、でき得るかぎり被害の拡大を防止するよう努力すると共に直ちに県水防支部、伊勢警察署、その他の関係機関に通報すること。
- (11) 水防本部長は、危険が去り、水防活動の必要を認めないと判断した場合は、県水防支部長に協議し、水防解除の指示を受けた上で消防機関又は他の協力者に出場を解除させること。
- (12) 水防本部長は随時水防活動に関する諸報告を行うと共に水防活動終了後、水防てん末報告、災害報告等を県水防支部を経由して県水防支部に提出すること。

エ 消防団の出場時の注意事項

出場時は、団員個人が単独で活動しないことや、消防団員自身の避難時間を確保する等、安全に留意した上で、避難誘導や水防活動を実施します。

2 水位の通報

① 水防巡視

ア 資料の収集・保持

国土交通省又は三重県から気象状況の通報があった場合は、水防本部長は、職員若しくは消防団のうち監視員を定め常に河川、海岸堤防、津波防護施設を巡視させ、水位又は流量に関する資料を収集し、常に水防活動に対し適格な情勢判断が下せるよう資料を保持します。

イ 異常の報告

巡視中にもし異常を発見した場合は、直ちに水防本部へ報告します。

ウ 報告・指示

水防本部は異常の報告を受けた場合は、直ちに次に報告するとともにその指示を受けます。

(1)市管理の河川については市長

(2)1・2級河川については、県水防支部を経由してその管理者

エ 点検

巡視にあたっては、次の事項について特に留意して点検します。

(1)水門、樋管の点検（水門、樋管の扉付近の障害物の有無及び開閉昇降の機能）

(2)角落とし材の保管状況確認

(3)用水頭首工の門扉の点検

(4)ため池付近のポンプその他工作物の点検

(5)堤防脆弱箇所又は新設箇所の点検

オ 指定以外の水位観測所

指定以外の水位観測所は、水防本部長より水位の報告の要請があった場合は直ちに通報します。

3 水門、その他の処理

① 水門の処理

水門、樋門の管理人は気象状況の発表があった場合、あるいは水防警戒の必要がある場合は、水防本部と連携し、状況に応じ開閉を行います。

② 船舶等の処置

暴風雨又は氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、運航を中止させ、所定の場所に係留させます。

4 決壊の通報

① 決壊後の措置

堤防が破堤した場合は直ちに水防本部長、消防機関の長に報告するとともに、当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡し、被害を最小限度に食い止める処置を講じます。

③ 市民等への通報

水防本部長又は、消防機関の長は前項の通知を受けた場合は直ちに一般住民、警察署、県水防支部及び氾濫の恐れのある隣接水防管理者に通報します。

5 避難のための立退き（法第 29 条）

① 立退き指示

水防本部長は洪水又は高潮により氾濫の危機に瀕した場合、又は破堤したときは直ちに必要と認める区域の居住者に対して立退き又はその準備を指示します。

② 通知

立退きを指示する場合は、伊勢警察署長に通知します。

6 解除

水防管理者は、水防解除の通報を受けたとき又は水位が警戒水位を下回り危険が去ったと認められるときは県水防支部長と協議の上、水防解除の指示を得て、これを解除します。

7 職員標識

現場に赴く職員は、防災服、名札等を着用します。

8 通信連絡

非常災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況により一定にはできないが、概ね次により行います。

※市地域防災計画 第 3 編第 1 章第 2 節 情報収集・伝達体制の整備

① 通信の方法

ア 普通電話による通信（非常電話）

水防関係機関は、平常時から災害時優先電話を指定しておくものとします。緊急を要する通信にあたっては、「非常」をもって呼び出し、関係機関に通報します。

イ 県防災行政無線通信による通信

水防関係機関を通じ通信します。

ウ 警察電話、警察無線電話、警察電報による通信

警察機関を通じて通報するものとしませんが、この場合、予め指定された通信統制官（警察本部にあっては通信指令課長、警察署にあっては署長）に対し、使用する通信設備理由、通信の内容及び発信者等を申し出て、その承認を得た上で使用します。

エ 自動車（近距離の場合は自転車伝令等）

オ JR 東海通信施設（法第 27 条第 2 項）

具体的な通信方法について通信施設の管理者と十分協議します。

カ 消防無線

キ 防災行政無線

9 水防信号及び標識（法第 20 条）

市が使用する水防信号は、県で定められている「水防信号及び標識に関する規則」（昭和 24 年三重県規則第 76 号）に規定する水防信号及び標識を使用します。

10 水防報告

① 報告事項

水防管理者は、次の場合直ちにその概要を県水防支部に報告します。

ア 警戒水位に達し、又はそれ以外の場合に消防機関が出場したとき。

(1)水防作業を開始したとき。

(2)他の水防管理者等に応援を要請したとき。

(3)堤防、水こう門、ため池等が決壊又はこれに準じた事態が発生したとき。

イ 水防本部長は、県水防本部長又は県水防支部長から水防解除の指示を受けた場合、水防第5信号その他により、速やかに一般に周知するとともに、消防関係機関、協力者等に通知します。

② 水防てん末報告

水防本部長は、水防終結後、直ちに次の事項を取りまとめ県水防支部に水防てん末を報告します。

ア 気象及び水防状況

イ 警戒出場及び水防状況

ウ 消防機関の出場時刻及び人員

エ 堤防その他諸施設の異常の有無

オ 水防作業の状況

カ 使用水防資材の種類別数量

キ 公用負担を命じた種類別数量及び使用場所（法第28条）

ク 応援の状況

ケ 居住者の出動状況

コ 警察の応援状況

サ 現場指導者の職氏名

シ 立退きの状況及びその指示した理由

ス 水防関係者の死傷の有無

セ 殉勲者の職氏名、その功績

ソ 以後の水防につき考慮を要する点があれば、その要旨

タ 所見

第7節 公用負担

1 緊急対応（法第28条）

水防のための緊急の必要があるときは水防本部長、消防機関の長は水防のため必要な土地を一時使用し、土石竹木その他の資材を使用又は収用し、車両その他の運搬器具等を使用し、又、工作物その他の障害物を処分することができます。

2 権限の行使（法第28条）

上記の権限を行使するものは、水防本部長又は消防機関の長であって、その身分を示す証明書をその他これらの者の委任を受けたものにあつては証明書を携行し必要な場合はこれを掲示すべきものとします。

第8節 他の水防機関との協力応援

1 消防団への応援

① 応援要請

消防団の方面隊長又は分団長は担当区域において他の応援を必要とする場合は、直ちに消防本部へ連絡するものとします。

② 応援要請の依頼・通知

水防本部長は前項の通知を受けた場合は、直ちに団長及び他の方面隊長に応援を依頼するとともに、市の消防団で対応できない場合には、必要に応じ県水防支部へも応援要請するものとします。

2 河川管理者の協力

河川管理者は、**水防管理団体**が行う水防のための活動に対して、可能な範囲で次の協力を行います。

- ア 河川に関する情報の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ **水防管理団体**が行う**水防訓練**及び水防技術講習会への参加
- エ **水防管理団体**及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- オ 水防活動の記録及び広報

3 水防協力団体

① 水防協力団体の指定

市は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができます。

② 水防協力団体の業務

- ア 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ウ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- エ 水防に関する調査研究
- オ 水防に関する知識の普及、啓発
- カ 前各号に附帯する業務

③ 水防協力団体の消防団との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければなりません。また、**水防協力団体**は、毎年消防機関が行う**水防訓練**に参加するものとします。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加します。(法第32条の3)

④ 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、水防協力団体指定要領を基に指定することとします。

また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとします。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう、市における水防協力団体との水防協働活動実施要領によるものとします。

4 相互応援協定

市は、水防のため必要がある場合は、協定に基づき、協定市町等と相互に応援協力します。

第9節 水防訓練

市は次の項目を考慮した訓練を行うものとし、特に一般住民や関係団体等を参加させ、水防意識の醸成、避難、立退き等の訓練に努めるものとします。

1 実施要領

観測（水位・潮位・雨量）
通報（電話・伝達）
動員（消防団の動員、居住者の応援）
輸送（資材、人員）
工法（各水防工法）
樋門、角落としの操作等
避難、立退き（危険区域居住者の避難）
応援救護（災害対策隊の活動準備体制）

2 実施回数

水防訓練は毎年1回以上実施するものとします。

水防 分掌事務

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 住宅政策課 営繕課	1 災害対策本部との連絡調整に関する事 2 被害、復旧状況等の取りまとめに関する事 3 職員の安否確認及び動員に関する事 4 気象警報等の情報収集及び受理伝達に関する事 5 水防本部運営に関する事 6 応急復旧土木資材の調達に関する事 7 道路の被害状況調査及び復旧に関する事 8 土木施設（道路以外）の被害状況調査及び復旧に関する事 9 水門、陸こう等の開閉に関する事 10 被災宅地危険度判定に関する事
下水道施設管理課 下水道建設課	1 下水道施設の被害状況調査及び復旧に関する事。 2 水防本部との連絡調整に関する事
小俣総合支所 生活福祉課 二見総合支所 生活福祉課 御園総合支所 生活福祉課	1 管内の被害情報の取りまとめに関する事 2 総合支所に勤務する職員の安否確認及び動員に関する事 3 庁舎の被害調査及び復旧対策に関する事 4 管内の広報及び広聴活動 5 水防本部との連絡調整に関する事
消防本部総務課	1 災害対策本部との連絡調整に関する事 2 部内における被害情報の取りまとめに関する事 3 部内における職員の安否確認及び動員に関する事 4 消防資材及び物資補給に関する事 5 消防隊員の宿営に関する事 6 消防施設の被害状況調査に関する事 7 消防燃料の補給に関する事 8 消防機械器具の使用に関する事 9 人員、資機材等の輸送に関する事
消防本部消防課	1 災害情報及び活動状況の収集、分析記録に関する事 2 消防団及び関係機関との連絡調整に関する事 3 水防本部との連絡調整に関する事
消防本部通信指令課	1 消防隊の運用指令に関する事 2 気象警報の受理及び報告に関する事 3 非常通信及び通信統制に関する事 4 関係機関との連絡に関する事
消防本部予防課	1 災害の調査及び情報収集に関する事 2 災害状況等の広報に関する事
消防署	1 水災、火災等の災害防除に関する事

伊勢市水防計画

令和8年 3月 改定

伊勢市
